

令和4年度八王子市農業委員会第9回総会会議録

- 1 開催年月日 令和4年12月26日 月曜日
- 2 開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室
- 3 開催時間 午後2時00分 から 午後2時50分 まで
- 4 出席委員 (21名)

農業委員会委員

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 番 田 中 政 博 | 2 番 米 津 元 一 |
| 3 番 菱 山 史 郎 | 4 番 中 西 伸 夫 |
| 5 番 美濃部 弥 生 | 7 番 小 林 裕 恵 |
| 8 番 熊 澤 治 彦 | 9 番 原 島 元 義 |
| 10 番 馬 場 貴 大 | 11 番 峰 尾 幸 代 |
| 12 番 菱 山 まり子 | 13 番 坂 本 真 一 |
| 14 番 有 竹 満 次 | |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|--------------|--------------|
| 15 番 門 倉 豊 | 16 番 井 上 正 芳 |
| 17 番 内 田 寛 | 18 番 内 田 清 文 |
| 19 番 和 田 一 彦 | 20 番 大 塚 隆 廣 |
| 21 番 町 田 裕 通 | 22 番 田 中 道 夫 |

- 5 欠席委員 (1名)

6 番 澤 井 博

- 6 事務局職員出席者

事務局長	大 津 仁 利	課 長	須 藤 文 夫
主 査	福 島 絵 美	主 査	篠 原 勝 久
主 任	萩 原 健 太	主 任	原 清 貴

令和4年度(2022年度)

八王子市農業委員会 第9回総会 議題

(令和4年12月26日)

【専決処分案件】

- 第1 市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について
- 第2 市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について
- 第3 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- 第4 非農地証明の願出について
- 第5 相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について

【審議案件】

- 第6 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第7 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第8 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定について
- 第9 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第10 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について

【報告案件】

- 第11 農地の権利取得の届出について
- 第12 相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について
- 第13 農地利用状況調査(生産緑地地区)の取りまとめ結果について
- 第14 東京都農業会議が取りまとめる「東京都への意見提出ならびに国への要望」について

《午後2時00分開会》

議長

それでは、ただいまから、令和4年度八王子市農業委員会第9回総会を開会します。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、室内の換気等に配慮しておりますが、併せて総会の円滑な進行につきましても、みなさまのご協力をお願いいたします。

本日、欠席通告のあった委員を報告します。第6番澤井博委員です。農業委員定数14名のうち、過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は有効に成立しております。

なお、議事については、農業委員会等に関する法律第30条第1項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思います。また、お手数ですが、発言される際は、挙手し議席番号とお名前をお伝えください。

第1及び第2については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

事務局

第1「市街化区域内農地の権利を伴わない転用の届出について」
11月1日から11月30日までの届出分（9件）
第2「市街化区域内農地の権利を伴う転用の届出について」
11月1日から11月30日までの届出分（17件）

議長

報告は終わりました。第1・第2について質問はございませんか。

【「質問なし」との声あり】

質問なしと認め、進行します。第3「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第3「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告。
（1件）

議長

報告は終わりました。第3についてご質問はありませんか。

【「質問なし」との声あり】

質問なしと認め、進行します。第4「非農地証明の願出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第4「非農地証明の願出について」を説明。
所有者について、大船町在住の1名。
願出地は大船町にある2筆、1,311㎡。登記地目は「畑」。現況は「倉庫及び駐車場、資材置場」、現況となった時期は「平成14年1月ころ」。

議長

報告は終わりました。第4についてご質問はありませんか。

【「質問なし」との声あり】

質問なしと認め、進行します。第5「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第5「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告。
願出地が農業経営を引き続き行っていること（9件）
願出地が認定都市農地貸付けを引き続き行っていること（1件）

議長

報告は終わりました。第5についてご質問はありませんか。

【「質問なし」との声あり】

質問なしと認め、進行します。第6「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第6「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を説明。

貸し手について、住所は八王子市川口町。

利用権を設定する土地は川口町の2筆、2,439㎡。利用権の種類は、賃借権。存続期間は5年間。

借り手について、所在は八王子市元本郷町三丁目。

農業専従者は1人。農作業従事日数は年間150日。経営作目は露地野菜。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

推進委員

それでは、ご報告いたします。12月6日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、借り受け人の法人の代表取締役から今後の作付計画等を伺いました。借り受け人は就労継続支援事業所を運営する法人で、令和4年9月に新規就農者になり、農作業を通じて、障害を抱える利用者の勤労意欲や達成感の増進に力を入れています。今回利用権を設定する土地ですが、8月25日の総会で審議した農地の北側に位置しており、経営規模拡大に適していることから、農地所有者と話し合いをした結果、借りられることになったそうです。現地は、日当たりがよく、平坦ですが、雑草が繁茂している状況でした。貸借の成立後は、ハンマーナイフで草を刈り、トラクターで耕うんを行った後、カブ・ジャガイモ・トウモロコシなどを作付し、収穫物はこの法人が運営する直売所で販売するほか、市内のスーパーへ出荷していく予定とのことでした。農業と福祉の連携は色々と大変なことも多いと思いますが、地域の農業者との交流を深めながら、頑張ってもらいたいと思います。報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

ございませんので進行します。お諮りします。第6については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することとしました。第7「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第7「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を説明。
貸し手について、住所は八王子市川口町。
利用権を設定する土地は川口町の2筆、1,536㎡。利用権の種類は、使用貸借による権利。存続期間は4年10か月間。
借り手について、所在は八王子市川口町。
農業専従者は3人。農作業従事日数は年間270日。経営作目は露地野菜。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

推進委員

それでは、ご報告いたします。12月6日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、借り受け人の法人の代表から、今後の作付計画を伺いました。この法人は平成29年2月に新規就農した後、平成31年3月に認定農業者の認定を受けています。新規就農後から現在までに10,000㎡以上の農地を利用権設定により借受けている実績があります。今回、利用権設定をする土地ですが、すでに利用権設定をして5年間使用している農地です。ここで期間満了を迎えるため、農地所有者と話し合いをした結果、今後も引き続き借りられることになったそうです。当該地では、ハクサイ、カブ、ホウレンソウ、ダイコン、ミズナなどの露地野菜が作付けされており、全体的にきれいに管理されていました。収穫した野菜は、主にスーパーへ出

荷するとのこと。この法人は実績もありますので、今回の貸借を継続することに問題はないと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

ございませので進行します。お諮りします。第7については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することとしました。第8「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第8「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定について」を説明。

貸し手について、住所は八王子市尾崎町。設定する土地は八王子市大谷町と尾崎町の計10筆、合計7,091㎡。権利の種類は「使用貸借による権利」、期間は3年間。

借り手について、住所は八王子市堀之内。農作業従事日数は年間300日。耕作の事業内容について、生産した農産物の5割以上を八王子市及び隣接市のスーパー等に出荷するほか、耕土の流出を抑えるなど、周辺住宅地等に配慮した耕作を行う。主に露地野菜を栽培。農業従事者は1名、常時雇用が2名。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

推進委員 それでは、ご報告いたします。12月9日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、借り受け人から今後の作付計画を伺いました。借り受け人は、令和2年5月に新規就農後、堀之内、小比企町など合わせて10,000㎡を超える農地を借り受けています。当該地の大谷町の6筆は耕うん状態であり、一部緑肥が植わっていました。大谷町のその他の3筆はダイコン、タマネギ等の露地野菜が作

付けされていきました。今後はサトイモ、サツマイモなどの露地野菜を作付けしていくとのこと。尾崎町の1筆は耕うん状態であり、ネギ、ジャガイモなどを作付けしていくとのこと。収穫した野菜は、フードワンやマルシェ 802、大和田町の自然派クラブ生活協同組合に出荷するほか、卸売業者経由でイオンへの納品も視野に入れているとのこと。借り受け人は市内各地で農地を借りていますが、畑ごとに作付品目を工夫し、手間のかかる収穫や出荷作業等については、両親の力を借りたり、NPO 法人すずしろ 22 に委託をするなど、効率的な農業経営を実践されています。また、有機 JAS 認定を取得し、農作物の付加価値を高め、着実に収益を上げていますので、今後も引き続き頑張ってもらいたいと思います。報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

ございませんので進行します。お諮りします。第8については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することとしました。第9「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第9「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を説明。買取申出生産緑地は八王子市犬目町の「畑」、1筆 1,330㎡。買取申出事由の生じた者について、住所は八王子市犬目町、申出者との続柄は「父」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は「令和4年7月18日」、年齢は「95歳」、年間従事日数は「300日」。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いいたします。

農業委員 それではご報告いたします。12月14日、事務局と当該生産緑地を確認するとともに、願出者にお話を伺いました。願出者の父は農家に生まれ、子どもの頃から農業を手伝っていましたが、中学校卒業後から本格的に携わり始め、畑では、ネギ、ジャガイモ等の露地野菜を栽培してきました。収穫物は自家消費していました。願出者の父は、令和4年1月に入院するまで、家族と共に農地の維持管理を行ってきましたが、令和4年7月18日に老衰のため95歳で亡くなりました。今回の調査において、お元気だった頃は、この生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認しました。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

ございませんので、進行します。お諮りします。第9については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。第10「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第10「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を説明。買取申出生産緑地は八王子市石川町の「田」2筆、「畑」4筆の計1,654.77㎡。買取申出事由の生じた者について、住所は八王子市石川町、申出者との続柄は「母」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は「令和4年1月28日」、年齢は「97歳」、年間従事日数は「300日」。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いいたします。

推進委員 それではご報告いたします。12月8日、事務局と当該生産緑地を確認するとともに、願出者にお話を伺いました。願出者の母の実家は農家

であり、結婚前から両親の手伝いをしながら農業に従事してきました。結婚後は夫と一緒に露地栽培に携わり、その後、息子さんご夫婦と一緒にしいたけ栽培も始められました。石川町の2筆は、しいたけの原木や栽培施設が置かれていました。その他の3筆は、しいたけ栽培用の敷地として使用されているほか、露地野菜が作付けされていました。その他の1筆では、飲料用のお茶の葉が栽培されていました。収穫物は、片倉町にあった市場に出荷していましたが、その後は北野の八王子青果に出荷していました。願出者の母は、91歳頃から農作業に従事することが困難になり、願出者の手を借りながら農地の維持管理を行ってきましたが、令和4年1月28日に97歳で亡くなりました。今回の調査において、お元気だった頃は、この生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認しました。報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

ございませんので、進行します。お諮りします。第10については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明すること決定しました。第11「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第11「農地の権利取得の届出について」を報告。（4件）

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。

【「質問なし」との声あり】

質問なしと認めます。第12「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第12「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告。
「納税猶予の適用を受けたことのお知らせ」（4件）
「納税猶予の税額の免除が確定したことのお知らせ」（2件）

議長 報告は終わりました。ご質問はありませんか。

【「質問なし」との声あり】

質問なしと認めます。第13「農地利用状況調査（生産緑地地区）の取りまとめ結果について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第13「農地利用状況調査（生産緑地地区）の取りまとめ結果について」を報告。

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。

【「質問なし」との声あり】

質問なしと認めます。第14「東京都農業会議が取りまとめる『東京都への意見提出ならびに国への要望（案）』について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第14「東京都農業会議が取りまとめる『東京都への意見提出ならびに国への要望（案）』について」を報告。

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。

推進委員

市内学校給食への地場産農産物の利用が、ここ10年で倍増しているとのことですので、地場産農産物が上限に達することが予想されます。その場合、地場産農産物の出荷先として他市へのアプローチが必要ではないかと考えます。先日参加した農地流動化・利用集積現地研究会の場となった農場の話によると、学校給食への出荷とスーパー等への出荷とを比べると、学校給食の方が遥かに利益率が良いとのことでした。他市へアプローチしても、一朝一夕で実現するものではないと考えますので、具体的には、今の内から都内の農業委員会の無い自治体へアプローチして、地場産農産物の出荷先とすることを提案します。

事務局

ここ10年で倍増していますが、元々学校給食で地場産野菜を使っている割合が少ないので、現在学校給食で使われている地場産の割合は3割程度です。地場産野菜で全ての給食を賄っている状況ではないの

で、他市へのアプローチは現段階では考えていませんが、今後割合が増えていったときの検討事項と考えています。

議長 他に、ご質問等はありませんか。

【「質問なし」との声あり】

質問なしと認めます。

以上で、本総会議題の全日程は終了しました。

ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。

八王子市農業委員会会議規則第11条の規定により、

第7番 小林 裕 恵 委員

第8番 熊 澤 治 彦 委員

を指名します。よろしく申し上げます。

以上をもちまして、令和4年度八王子市農業委員会第9回総会を閉会します。

《午後2時50分閉会》